

バングラデシュ出張

国際協力部教官

佐々木 康平

第1 はじめに

バングラデシュ人民共和国（以下「バングラデシュ」という。）では、膨大な数の民事未済事件の滞留（バックログ）が深刻な問題となっている。JICA（独立行政法人国際協力機構）は、その課題について、これまで国別研修等でバングラデシュへの支援を実施してきたが¹、令和6年4月より、バングラデシュに対する技術協力プロジェクトである「司法アクセス向上のための調停・訴訟実務改善プロジェクト」（以下「本プロジェクト」という²。）を開始し、当部もこれに全面的に協力している。本プロジェクトでは、調停の利用促進及び訴訟実務の改善によりバックログの問題を軽減し、司法アクセスの向上に寄与することを目的とし、藤岡拓郎弁護士がJICA長期専門家として派遣されるとともに、2か所のパイロット地区（ノルシンディ地区、クミッラ地区）が選定され、パイロット地区でのワーキンググループ活動等を通じた調停や訴訟実務に関する制度・運用面での改善による効果的な対策の実施を目指している。

当職は、当部の野瀬憲範副部長、磯井美葉調査員、小枝桃子国際専門官とともに、令和7年7月27日から同年8月4日まで（移動日を含む。）の日程で、バングラデシュに出張し（以下「本出張」という。）、本プロジェクトの一環として実施された調停基礎研修（講師：入江秀晃・九州大学教授）及び民事訴訟実務に関するセミナーに参加するとともに、本プロジェクトの円滑な実施に向けて、法務・司法・議会担当省法司法局（以下「司法省」という。）、最高裁判所、ノルシンディ地方裁判所、ダッカ地方裁判所、法律扶助事務所、JATI（司法研修所）及びJETROバングラデシュ事務所などの関係機関を訪問し、今後の活動についての協議等を行った。

本稿では、本出張の報告を行うとともに、若干の所感を述べたい。なお、本稿の意見にわたる部分は、全て当職の私見であり、所属部局の見解ではない。

第2 本出張の結果概要

1 ノルシンディ地区訪問（法律扶助事務所、地方裁判所、弁護士会）

（1）法律扶助事務所

バングラデシュでは、貧困者向けに無償で司法サービスを提供する法律扶助事務

¹ バングラデシュは、2015年の「法制度整備支援に関する基本方針」（改訂版）で新たに重点支援対象国一つに指定され、これまで2017年から3年間及び2020年から3年間、それぞれ、国別研修の枠組みで、バックログの解消を目的に本邦研修やオンラインセミナー等が実施してきた。

² 本プロジェクトの詳細等については、原彰一「バングラデシュ出張の報告及び新規技術協力プロジェクトの概要」ICD NEWS第96号150頁、藤岡拓郎「バングラデシュJICA新規司法アクセスプロジェクト開始報告（1）」ICD NEWS第100号85頁等を参照されたい。

所³において、法律扶助官が主に訴訟前の調停を実施しているが、法律扶助官が扱える調停の件数にも限界がある。そのため、本プロジェクトでは、ノルシンディ地区及びクミッラ地区において、弁護士を調停人として活用する取り組みを行っており、これまで調停人候補者に対する研修を実施するなどして、その人材の育成を行ってきた。そして、両パイロット地区の法律扶助事務所においては、令和7年4月から5月にかけて、法律扶助事務所に登録した弁護士調停人に対する事件の配転が開始され、本プロジェクトにおける調停研修を受けた弁護士が実際に調停人として稼働している。

本出張では、ノルシンディ地区の法律扶助事務所を訪問し、本プロジェクトの最新の実施状況等について聴取を行い、実際に調停が行われている様子についても見学をした。

法律扶助事務所訪問では、弁護士を調停人として活用する取り組みによって、1日に7件～10件の訴訟提起前の調停を実施することができており、法律扶助官の大幅な負担軽減につながっている上、調停が成立している事件もあるため、訴訟提起に至る事件の削減にもつながっているとのことであり、本プロジェクトの取り組みに対しては、非常に肯定的な意見が得られた。なお、設備面については、調停室が不足していることから、既存の当事者待合室を調停室として活用する試行や新たに調停室を増設する工事を行っているとのことであった。



【法律扶助事務所訪問時の様子】

(2) ノルシンディ地方裁判所

ノルシンディ地方裁判所を訪問し、裁判傍聴及び裁判官との協議を行った。

裁判傍聴では、証人尋問が実施されていたが、担当裁判官から聴取したところで

³ 全国64件に1か所ずつ設置されており、各1名の法律扶助官（Legal Aid Officer）が配置されている。法律扶助官は、Senior Assistant Judgeから任命され、①法律相談、②調停、③パネルロイヤー選任の業務を行っている。

は、尋問調書を書記官が作成する取扱いにはなっていないため、裁判官自らが作成した手控え用のメモを参照して判決書の作成を行っているとの説明があった。

現地の裁判官からは、民事訴訟の未済事件の滞留⁴について、①本来、調停などの話し合いでの解決が可能と思われる類型の事件についても訴訟提起がされる傾向にあること、②虚偽の主張に基づいた訴訟（濫訴）の提起が多いこと、③報酬の獲得目的での弁護士による訴訟の引き延ばしがされる傾向にあること等が要因として挙げられるという意見が出された。虚偽の主張に基づいた訴訟については、弁護士が虚偽の主張であることを十分に認識しながら、相手方に不当な圧力を加える目的で訴訟の提起に積極的に協力していると見受けられる事件もあり、これらは、国民の弁護士に対する信頼を失墜させるとともに、民事訴訟の正常な運用を妨げるため、弁護士に対する懲戒を行うなどの厳しい態度で臨みたいが、裁判官が懲戒手続をとった場合には、複数の弁護士による訴訟のボイコットなどの嫌がらせがされるため、懲戒手続がとられることはあまりないという説明があった。

適切なトレーニングを受けた弁護士の調停人を活用するという本プロジェクトの取り組みについては、法律扶助事務所におけるものと同様に肯定的な意見が出された。

(3) ノルシンディ地区弁護士会

ノルシンディ地区弁護士会では、所属弁護士に対して、藤岡専門家から本プロジェクトの活動の概要説明と協力依頼を行うとともに、入江教授により、調停人として必要な心構えや姿勢に関するセミナーが実施された。

多数の弁護士が参集しており、本プロジェクトへの関心も高まっている様子であった。



【ノルシンディ地区弁護士会訪問時の様子】

⁴ ノルシンディ地方裁判所で面談した裁判官によれば、バングラデシュでは、事件数については、請求権（訴訟物）ごとに1件とカウントされているとのことであった。

2 司法省

司法省訪問では、事務次官らと協議を実施した。藤岡専門家及びバングラデシュ側のプロジェクトディレクターであるルフル・アミン氏から、本プロジェクトの進捗状況等について、令和7年4月から開始したパイロット地区での弁護士調停人を活用した取り組みでは、3か月間で約130件の調停が成立し、事件処理に大きく貢献していること等が報告された。

事務次官からは、2024年8月に起きた政変後の司法改革により、民事訴訟法が改正され、期日延期の回数制限や新たな送達手続の導入など、バングラデシュにおいては、審理の迅速化に取り組んでいるという説明があった。



【司法省訪問時の様子】

3 国家法律扶助機構（N L A S O）

国家法律扶助機構では、バングラデシュにおける法律扶助サービスの概要と利用者に関する統計データなどの説明を受けた。

藤岡専門家がノルシンディ地区の法律扶助事務所を訪問した際の状況について報告を行ったところ、弁護士調停人を活用した本プロジェクトについて好意的な発言があった。

4 最高裁判所

最高裁判所では、事務総長（Registrar General）及び2名のレジストラーに対し、藤岡専門家から本プロジェクトの活動について報告を行った。

先方からは、裁判外紛争解決手続（ADR）の分野で日本の経験に学ぶことは多いと考えており、今後は、特に講師の育成が必要であると考えていることなどの発言が

あった。



【最高裁判所訪問時の様子】

5 ダッカ地方裁判所

ダッカ地方裁判所訪問では、裁判官や弁護士と調停の活用や民事訴訟の審理運営改善等について協議を行った。

ダッカ地方裁判所では、非常に多くの未済事件を抱えており、1969年に提起された事件も含まれているという報告がされ、事件数に比して裁判官が不足しており、法廷などの設備も不足していて、円滑な審理に支障が生じているという実情が報告された。

日本の裁判所では、充実した争点整理を重視して効率的な訴訟運営を心掛けているという説明をしたところ、争点整理を充実させるという点については改善の余地があるのではないかという発言があった。また、バングラデシュでは、訴訟で紛争を解決しようとする意識が強いため、調停を活用して紛争を解決するという意識改革が必要ではないか、調停人や弁護士の研修を制度化する必要があるのではないかという意見が出された。

6 JATI（司法研修所）

JATI（司法研修所）を訪問し、JATI所長らに対し、本プロジェクトの活動状況について報告するとともに協議を行った。

先方からは、日本において、調停手法のマニュアル等が存在するのかという質問がされた。また、JATI所長が司法改革委員会の委員でもあったことから、2024年8月の政変後の司法改革の状況等についても説明があった。

7 民事訴訟実務に関するセミナー

当職は、本プロジェクトの一環として、司法関係の政府高官、裁判官及び弁護士に対し、民事訴訟実務に関するセミナーを実施し、迅速かつ効率的な審理をする上で日本の裁判所の工夫例や労働審判手続等について紹介した。

また、バングラデシュ側からもバングラデシュの民事訴訟の現状と課題についての発表が行われた。



【民事訴訟実務に関するセミナーの様子】

8 調停研修

本プロジェクトの一環として、2日間にわたり、法律扶助官や弁護士など50名に対して、入江教授による調停研修が実施された。

同研修では、調停人として必要な素養や調停を行う上で守らなければならないルール



【調停研修の様子】

ルなどを、グループディスカッションやロールプレイなどを通じて、双方向的かつ実践的な内容の研修が実施され、研修参加者からは、非常に有益であったという感想が述べられた。

9 J E T R O ダッカ事務所

J E T R O ダッカ事務所を訪問し、バングラデシュにおいて日本企業が直面している課題として、不透明な課税及び行政手続や汚職の問題があることを聴取した。

10 U N D P バングラデシュ事務所

U N D P バングラデシュ事務所を訪問し、相互の活動について情報共有と協議を行った。

U N D P 側からは、これまで Village Court の活用についての支援などを行っており、今後、商事裁判所の設置や家庭裁判所のデジタル化等についての支援を検討しているという情報提供があった。

第3 おわりに

本出張では、本プロジェクトが現地で好意的に受け止められており、順調にプロジェクトが進行していることがわかった。また、バングラデシュにおける未済事件の滞留の要因について、現地の法律実務家から聴取することができて大変参考になった。

本来、話し合いで解決が適する案件の多くが訴訟提起に至っているという情報を踏まえると、訴訟提起に至る事件の削減を果たすため、調停の利用促進を行うという本プロジェクトの取り組みは、非常に効果的であるように思われる。調停の利用促進を図るためにには、調停人の確保と能力向上を実現する必要があるから、今後、調停人研修の制度化が重要ではないかと思われる。また、本出張を通して、民事訴訟の審理運営改善を行うに当たっては、裁判所と弁護士との協同が不可欠であると感じられた。

今後も本邦研修や現地セミナー等を通じて、バングラデシュの司法アクセスの向上に向けて、本プロジェクトに全面的に協力していきたい。